

第三者評価表〔公表用〕

施設名	富山県呉羽青少年自然の家
指定管理者	株式会社東洋サービス北陸
指定管理期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
評価対象年度	令和元年度、令和2年度
所管課	生涯学習・文化財室

評価年月：令和3年8月

評価項目			評価委員会 評価 (委員平均)
1 県民の平等な利用の確保 (条例第4条第1号)	県民の平等な利用の確保	県民の平等な利用が確保されているか	2.0
2 公の施設の効用の最大限の発揮(条例第4条第2号)	施設設置目的の達成・利用者の増加・サービスの向上	管理運営方針に基づき、施設の設置目的に沿った業務が適切に実施されているか	2.0
		施設が多くの県民の利用に供されているか	2.0
		サービス向上に向けた取組みが実施されているか	3.0
		利用促進(収入増加)に向けた取組みが実施されているか	3.0
		施設の利用促進に向けて効果的な広報が行われているか	3.0
		利用者のニーズの把握や苦情への対応は適切に実施されているか	2.0
		個人情報の確実な保護対策がとられているか	2.8
		施設の保守点検等の維持管理業務が計画どおり実施されているか	3.0
		安全管理対策が事業計画どおり行われているか	2.0
3 施設の効率的な管理(条例第4条第2号)	施設に係る経費節減策(收支状況)	収支状況に問題はないか	2.0
4 公の施設の管理を適正かつ確実に行うための財産的基礎及び人的構成(条例第4条第3号)	指定管理者の財政的基礎及び信用力	指定管理業務を安定確実に行うだけの経営基盤を維持しているか	1.0
	指定管理者の人的構成	施設の機能を十分に発揮した管理運営を実施できる組織体制、職員数、職員構成(資格、経験など)が確保されているか(防災・防犯及び災害・事故等緊急時の体制を含む)	2.0
		職員の指導育成、研修体制は十分か	3.0
総合評価			B

※・評価委員会評価は各委員の平均点を表記している。総合評価は当該平均点を基に決定したもの

・評価項目中の「条例」は、「富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」

特記事項

特に評価する点	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染拡大のため、宿泊者の利用が下がる中、可能な範囲で工夫しながら教育施設の運用を遂行している。 給食事業のノウハウを駆使しながら、アレルギー対応等、多様な利用者への対応により満足度を高める努力をして食事を提供している。 マイクロバス購入やWi-Fi環境整備等、利用者の利便性を視野に入れて対応している。 コロナ禍での利用者の減はやむを得ない。その上で、利用者の立場に立った利用促進や広報活動は高く評価する。
改善が必要な点及び改善に向けた意見・提案	<ul style="list-style-type: none"> 教育施設の目的に沿った事業展開を今後も継続していただきたい。 県内各所からアクセスしやすく、また低年齢の利用者も多いことから、初級者向けプログラムを充実させ、幅広い利用者層に向けた魅力向上に努めてほしい。 動画サービス利用者の増加に対応し、動画(YouTube等)で施設や事業の広報活動を行うなど、多くの人の目に触れるPR活動の一層の充実を図る。

所管課による管理運営確認状況

定期報告の受理状況は適切か	<ul style="list-style-type: none"> 協定書に基づき、適切に定期報告書及び年度終了後に実績報告書を受理・確認されている。
担当者所管課による現地確認状況は十分になされているか	<ul style="list-style-type: none"> 施設の維持管理・運営状況等について年間を通して現地確認が行われているなど、適切である。
指定管理者との連携状況は適切か	<ul style="list-style-type: none"> 施設の老朽化に伴う修繕工事の実施や、利用者からの要望や意見に関して、適宜連絡調整を行うなど、連携状況は適切である。
モニタリングは適切に実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> 毎月の定期報告書や年度終了後の実績報告書より、利用者の要望や意見、アンケート結果の報告の確認が行われているなど適切に実施されている。